

四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 平成27年11月11日(水) 午前10時~11時55分
- 2 場 所 : 四日市市役所 7階 部長会議室
- 3 議 題 : 公契約条例の施行状況について
- 4 出席委員: 小林会長、吉田委員、柳委員、西川委員、生川委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 辻総務部長、森調達契約課長、因田調達契約課長補佐、青木調達契約課
- 6 傍聴者 : 1名
- 7 議 事 : 公契約条例の施行状況について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

<質疑応答>

○ 委員

下請けが契約時点では決まっていないという点に関しては、前回でも話が出ていたと思いますが、結局チェックシートは追加で業者さんの任意の提出を待つということになりますか。

○ 事務局

工事仕様書では、下請契約締結後10日以内に施工体制台帳等を提出することになりますので、それに併せて順次提出していただくことになります。

○ 会長

資料23ページの業務委託のところの、Q11「本契約における業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらですか。」の欄が2段になっているのは、途中で最低賃金の額が上がったので、それに対応していただいたということですか。

○ 事務局

チェックシートの提出時点での最低賃金の額は753円でしたが、その後10月に上がった時に年間契約のもので最低賃金を下回ってしまう単価がありましたので、聞き取りをさせていただき、下段に記載させていただきました。

○ 事務局

下請けのチェックシートの提出時期については、契約締結前に下請けまで出してもらうことで一定の労働条件を確保すべきではないか、という議論もあり検討してきましたが、片や検討委員会でも契約締結前に提出するのは実態が把握できないのではないかと、ということで下請けが決まった都度速やかに出してもらう方が、実態をより把握できるのではないかと、というご意見も頂戴して、結果として現状になっているのですが、そのあたりは今回実際に運用してみまして、業者さんの声は入札直後では下請けの実態は把握できないということでしょうか。

○ 委員

条例の運用は、全体として非常に良くやっただいているという印象を持っています。

関連する業界団体としては商工会議所と建設業協会だと思うのですが、どちらの方からも公契約条例が導入されて良かったとか、逆に困ったとか、実際にまだ意見は出てきていません。

該当する業者さんの一部にヒアリングをしたところ、このように下請決定の段階を追って労務単価も提出しているが、これがどのように扱われるのか心配だという声があり、疑心暗鬼の状態というのが率直なところです。

それで、契約締結前に下請けのチェックシートを提出することは不可能で、下請けもその時点では、無理に書いて提出することはできるのかもしれませんが、実際に目の前の仕事の段取りに関心がいつている中で、今回の仕事の作業量をもう一度精査して、実際の金額を出すということは、かなり精度の低いものになると思いますし、仮にその業者さんが無理に提出したけれども最終的には変わっているという場合、また手続きが煩雑になるということを考えると、実際に下請業者が決まった時点で、その都度提出する方が正確なデータが収集できると考えます。

○ 委員

業種の「とび工」の賃金を見ると、例えば2万5千円の下請業者もあれば9千円の下請業者もあり、この差は大きいと思います。このことから労働報酬下限額を設定することが必要ではないかと思えます。

○ 事務局

この差は、例えば労働報酬下限額を設定する時にも同じ課題となりますが、先ほどもご説明申し上げたように、調査対象の技能労働者の方の熟練度等をどのレベルにするかということです。

賃金が低い例は2、3階建の建物の足場をパイプで組む業務で、下からパイプを上げている方ということでした。

建設業でもビルメンテナンスでも、熟練性とか経験値とか素養の問題もあるのかもわかりませんが、同じ業種でもかなり賃金に幅があります。

○ 事務局

正確に現状を書いていたからこういう数字が出てきているのかなと思います。見習い工のような方が実際に最低なので、その通り書いていただき、結果正しく出していた。

どこを対象にするかということが、新たに分かってきた課題だと考えています。

○ 委員

研修生とか外国人労働者を使っている場合はどうなるのですか。

- 事務局
研修生などの区分はしていませんので、今後チェックシートの記入方法のマニュアルをもう少し詳細に作り込む必要があると思います。
- 委員
全国的な会議に参加して聞いてきましたが、このようなチェックシートは2自治体しか実施していないようです。四日市市の他に佐賀市が実施予定ということで、全国からは四日市市の方法が注目されています。
- 事務局
条例に基づいた取り組みにはなっていないのかもしれませんが、要綱や運用でチェックシートによる調査を実施している自治体はあると聞いています。
- 委員
他の自治体では概要的な質問だけで、36協定や雇用契約といった詳細な項目は無いらしいです。
- 事務局
条例化の議論の中で、このような○×のチェックは如何なものかというご意見もあつたと思いますが、結果として、例えば36協定の登録には期限がありますので期限が切れていると気付かれたり、従業員を増やされている過程で法律上これが必要ということがあつて、指導なりご案内して直ちに対応していただきました。
チェックシートの内容を他の自治体よりも細かくしたが故に、効果が出てきたのかなと思っております。
- 会長
この条例が動き出したことによって是正が行われたことで、労働条件等が明確になってくることの効果は一定あつたと考えられます。
- 委員
チェックシートの記入方法など、実務的な指導をどのようにされているのか、例えば労務単価で、材料を分離して書くと誤差が生じるなどということはないのでしょうか。
- 事務局
これまでに関係者の方からも、特に建築工事などの場合、見積りから労務単価だけを抜き出して書くのは難しいとご指摘をいただいておりますが、たぶん業者さんが苦勞をしながら出してみえますので、認識の違いがあるのかもしれませんが。
- 委員
そういう下請けの取り決めなどを、チェックシートを集めることによって発注者側が

知っていただいて、我々は常日頃から発注の平準化をお願いしているので、そこに繋がっていけば公契約条例の良い面が出てくるのかなというふうに期待しています。

○ 事務局

一人親方の方は賃金をどのように書くのか、当然請負で請けるわけですから、そこから自分のお金を引き出して書かれると思いますが内訳は自己判断になる。そのあたりは何か声は聞こえませんか。

○ 委員

経費をどれだけみるかとか、時間でとか、色々計算方法はあると思いますが、さまざまだと思います。先ほどの建築の下請けの取り決めの内容というのは、下請けで何業種かやっている場合の話ですか。材料や道具の持ち込みもあるのですか。

○ 委員

工種によってはあります。例えば、タイルでも貼るだけの発注と、タイルの材料込の発注という場合もあります。下請けの方からは大概いくら、労務費いくらという見積もりはきますけど、最終的な値引き交渉の中で実際どちらの方が値引きされているのかということは、一次下請けぐらいだとわかるかもしれませんが、二次三次となると把握しきれていないということはありません。

○ 事務局

結局、総価契約なので契約上内訳はある意味問題ではありません。しかし、今回はその中の賃金だけを抽出しなくてはいけないので、総価で値引きしてもらった時に、どちらで引くのかというのは一律に考えづらいと思います。

これまでの議論の中で、下請けが元請けに賃金まで知られたくないという声もありました。元請けには提出したくないという下請けがみえたら、直接市役所に提出することもお願いしていますが、今のところは全部元請けに取りまとめてもらっています。かつ決まってもまだ工事の進捗によって、この欄の下請けが増えていくというのはまだありますので、今日の資料がすべてということではないという認識です。

○ 会長

こういう形で公表していくと、元請けには提出したくないという下請けの方がみえて、このように表を作られると、見る人が見たらたぶんこれほどこの工事がある程度わかります。そうすると結局、金額が分かってしまうことになりませんか。

○ 事務局

その個人情報、法人情報の取扱いは慎重に考えなければなりません。

ただし、これぐらいは委員の皆さんには資料として見ていただかないと議論のたたき台にもならないのかなと思い、今回このような資料としました。

○ 委員

今日の資料は商工会議所とか協会に出すものなのか、役員レベルには回覧する方がいいのかどうかということがありますが、どういう扱いにすればいいですか。

○ 事務局

今日のこの資料は公開に耐えうる資料として作っておりますので、どなたに見ていただいても結構です。

資料の作りについては、aとかラージAとかアルファベットにさせていただきました。今回整理する中では、特定というのは非常に難しいであろうと判断はさせていただいています。ただ今後どうなっていくかというのは、慎重に考えさせていただきたいと思いますが、委員の皆さまには少なくとも現状はご覧いただいて、正しい実態でご議論賜りたいと思いますので、資料の作り方であるとか、特定ができないようにすることについては、私どももう少し勉強させていただきます。

もし何かご指摘ございましたらご意見、都度でも結構ですのでいただきたいと思えます。ただし、正しい姿はご覧いただきたいという姿勢は維持したいと思えます。

今回、それぞれの工種ごとで、左側の工種の下に記載されているのが設計労務単価ですが、例えば13ページの普通作業員は16,900円が設計労務単価ですが、逆に上回っている実態も多いことが分かります。この実勢価格が明らかになれば、国の公共工事設計労務単価の大事な資料にもなってくるでしょうし、見習い工さんみたいな非常に低い単価も、なるほどなと聞けば分かりましたし、今回そういう実態も明らかになったのかなというのが率直な思いです。

○ 委員

働く者的に言えば、全体がレベルアップしていけば良いことだと思うので、良い効果もある。いろいろ作業に差があるとかどこまで細かくやるのかということは、あまり細かくし過ぎると業者さんも業務が大変ということもあるかもしれませんし、しかし公共工事の一定の大きな工事でもありますし、そういう意味では、ある程度は細かいものであってもいいかもしれないですし、労働者の方は外国人の方も含めてあるわけですから、それをどうするかというのはこれからの課題でしょうね。

チェックシートは、最後実際どうであったかという最終の報告は取らないのですか。

○ 事務局

チェックシートの積み重ねが最終になるというイメージです。変更があっても提出していただきますので、それを全部束ねたら最終になるというイメージです。もう一度最終で整理して出していただくという形にはしていません。

私どもの資料としては、最終変更のまとめたデータは、整理はさせていただきます。

○ 会長

この資料は公開だから、ここに挙がっている現場で実際働いている人が、同じ業種どれよりも低いことがあった場合の申し出に対してどのように対応しますか。

○ 事務局

虚偽報告と錯誤は吟味しないといけません、虚偽報告であれば不正不誠実な行為として、当然市として確認はさせていただくことになると思いますし、それが故意にということになれば、不誠実な行為に該当しますので、別の制度で対応することになります。

具体的には、申し出者に会社名と個人名を教えていただければ、市として該当する会社に確認します。そこで、虚偽の報告なのか誤りなのかで内容は変わりますが、虚偽の報告があったということであれば、不誠実な行為として入札参加資格停止措置の対象となることもあります。

虚偽報告の未然防止については、資料整理の方法も含めて、バランスがとれて適正な運営ができるのかということを整理させていただきたいと思います。

○ 委員

7条に、労働条件の確保について報告を受けたら調査指導ができるという記載がありますが、実際にはどれぐらいの基準で調査しようとかという方針はありますか。

○ 事務局

今後整理しなければならない課題ですが、実際の運用の中での感想は、下請けは本市と直接契約関係がないこと、元請けを通じる場合は賃金のことまで介入することの思いもあって事情を確認する程度の調査とし、それぞれの監督官庁に詳細な調査をお願いしていかざるを得ないのかなと感じています。

○ 委員

優良建設工事の表彰規定で、労働者が安心して暮らすことのできる労働条件や賃金も評価してはどうですか。

○ 事務局

そういった内容の評価が、ご紹介しましたように総合評価方式において、障害者の方が働く部分でありますとか、育児休業制度の評価項目を設けていますが、おっしゃられるように労働者が安心して暮らすことというところの部分の部分を踏まえて、加點評価とか入札制度の中に反映できる部分としては、新たな施策として考えていかなければならないと思っていますが、工事成績は客観的な出来栄の評価ですので、ここでの反映は難しいのかなと思います。

○ 会長

工事の成績は工事成績評定で、一方で適正な賃金の支払いがされていないということがあれば、入札参加資格停止基準でということになると思いますし、あるいは育児休暇や障害者雇用は総合評価で加點をしていくというようなこともあると思います。すべてのものを一つの部分で無理に評価するよりは、それぞれの場面で評価できるような仕組みが用意されていることの方が、むしろ実態を伴って大事なのかなという気はします。

○ 委員

労働報酬下限額について細かい課題は色々あると思いますが、条例に明記されることを考えていまして、先日、市長との意見交換の場でも法的な解釈が分かれているという発言がありました。これは公契約条例の労働報酬下限額で今裁判が起こっているわけでもありませんし、ましてや最高裁判決まで至るなんてことはこの先もないと思うのですが、そんな状態の中で司法の判断が出るまではできないというスタンスのままに行けば、どれだけ議論しても進んでいかないということになってしまうのではないかと考えています。そこは、これから議論をしていく中で変わっていく、変えていくということになっていくのか。

○ 事務局

公契約条例は、労働報酬下限額を設定するのが目的ではなくて、労働者が安心して暮らすことのできる労働条件を確保しながら、それに基づいて工事であるとか業務の品質を確保していくというのが目的ですので、その手段として何がいいのかということいろいろご議論をいただいているところですが、その一つの手段として、労働報酬下限額の設定ということもあると思いますので、当然議論をしていかなければならないと考えています。現状においては、様々な法的な見解が分かれている中、法律を守ろうとする条例の中で規定するのは適切ではないという判断をさせていただいたわけです。

しかし、労働報酬下限額は条例制定に向けてもいろいろご議論いただきましたけれども、単なる一つの手段ではなくて非常に大きなものであると思っています。

本市が条例制定した時は東海地方でも初ですし、県内では今日の時点でも無いと認識していますが、全国的な流れでは本市で制定して以降も何市か条例を制定されて増えてきています。また、現に実態を把握すると、見習い工さんみたいな問題だとか、より具体的に課題を把握できます。そういう状況の中で新たな判断も出てくるのかなというふうには思います。いつ最高裁の判例でどうかということではなくて、よりもう少し深まった法律の専門家の方々の意見もあろうかと思っていますし、いつ法的整理がされたとしても実態調査の取り組みは並行して進めないといけないと思っています。その中で、今回は是正という結果もありましたけれども、課題が発見されれば、当然是正の取り組みもしますし、審議会の場にも提出して、ご意見を賜りながら本当に条例をより良いものにする、そういうような姿勢で対応したいと思っています。

○ 委員

色々実態がわかってきたら、それはそれで一つの考え方ができる、といったことも分からないでもないですが、今後の全国の条例の状況もふまえてということになると理解します。どこまでが一般的な常識というか、オーソライズというか、若干の不安もあるわけです。

○ 事務局

労働者の生活向上は本来国が解決すべきもので、千葉県野田市でも労働条件は本来法

律で規定すべきものであるが、国にその動きがないため先導的・実験的に取り組むとおっしゃってみえますけども、まさにそういうことで、公契約法なり国に動いて欲しいという中で、国への働きかけを今後考えなければなりません。そういう意味で、例えば法的な課題の一つになっているのが、市条例で市外の労働者の労働条件確保を目的とすることについて疑問があるということですが、その意味では今回でも色々見ていくと結構市外の方が多く、やはりもっと広域に取り組むことが本来大事なのかなということも感じています。

○ 委員

地域からということも大事なことです。一定の労働条件は地域を守っていくということをおまえて、市外の方であろうとどこであろうと自治体はやっぱりしなければならない責任があると思います。条例がずっとできてきたら最終的に国が動きだすかもしれませんが、やはり自信をもってやっていくことが一番の姿ではないかなと思います。

○ 会長

遡ると公害対策であったり、あるいは情報公開であったりと、地方自治体で条例を作って働きかけることによって国も重い腰を上げて法制化に動いてきたという歴史もありますから、必要なことであれば地方から声を上げていって、先駆的取り組みをしていくことは大事であろうと思いますし、そういう思いも市としてあって、この条例を作っていたのだと思います。

ただ、本年の1月1日によく施行された条例でもありますので、さすがに出来てまだ半年、1年というところで朝令暮改になるのもいかがかな、ということも多少はあると思います。

先ほど冒頭でも申し上げましたけど、労働者が安心して暮らすことのできる適正な労働条件の確保が一番の目的だろうと思いますので、この条例ができてみて様々な現状が分かってきて、状況を発注者としても掴めるようになってきて、いろいろと条例を動かしてみても、尚且つ、やはり全然適正な労働条件が確保できていないと、というようなことになってくれば、もう少し別の目的を達成するための施策ということで、それはもしかすると労働報酬下限額をやっぱり入れようじゃないかという方向になってくるのかもしれないですけども、少しまだ動き出したばかりなので、状況を掴んだうえで、またこの審議会で考えていけると良いのかなと思っております。

委員の思いはよく分かりますが、これまでも議論をしてきた中で条例ができたところですので、少し様子を見守りながら、やはりこのやり方では求める目的が達成できないのか、それともこの四日市バージョンのやり方でも一定の目的を達することはできるのか、その辺は、これからまだもう少し様子を見る途中かなという気は致します。

○ 委員

チェックシートの提出を求める対象の契約金額を下げるということは考えていませんか。

先ほど市外の労働者が多いという意見がありましたが、契約の規模を下げれば、そこ

で働く労働者も市内の方が多くなると思います。そのことで、より適正な状況が分かってくるかと思います。

○ 事務局

チェックシートの提出を求める対象を工事1億円以上、業務委託1千万円以上という規定は、よくご承知かと思いますが、全国の公契約に関する条例を参考に設定しております。

この仕組みが軌道に乗れば、できるだけ広げていきたいと思っておりますが、現在工事の方は割と状況が良いものですから、どちらかというとも業務委託の件数のボリュームが大きい給食調理業務等を検討しています。

それと共に、調査を始めたところで新たに発見した課題が多々あります。

どれだけの期間が要するかというのは10年もかける話ではないと思っておりますが、多くの件数を対象として不正確なものというよりは、やはり確実に問題点を洗い直したうえで、調査する内容も含めてご議論いただいた方がよろしいのではないかと考えています。

○ 委員

私も、件数だけ増やしても、逆に職員の長時間労働ということもあると思っておりますから、ある程度効果的な管理の手法を確立してから、件数も増やそうかという方が良いのかなと。あまり件数だけ増やすのはよくないと思っております。

それと、労務費の単価だけにこだわり過ぎるのではなくて、チェックシートで一般的な業者の教育にも繋がっていると思っておりますし、発注者さんの方の業者理解にも繋がっているのかなと思っておりますので、それを続けて行ってもらいながら問題点を1つずつ潰していくということが良いのではないかと考えています。

○ 委員

事務量的問題であれば、調査会社に外部委託化してはどうですか。

○ 事務局

まずは調査の方法、仕組みをしっかりと確立した方が良く思います。

チェックシートの書き方、調査の仕組みのマニュアル化をまずはしっかりとやって、拡大した時には外部委託化ということも、個人情報の問題もあって慎重にはしなければなりません、手法としては視野に入れていきたいと思っております。

○ 会長

今日、13ページ以降かなり具体的に実態ベースのことが、色々見えてきた点もあると思うのですが、こうやって調べて実際に作っていただくと、実態ベースと言いつつ先ほど出た話の一人親方さんの場合、どこまでが経費で、どこまでが自分の賃金としてカウントするのだろうかとか、あるいは見積りベースで出していただいた時はあるけれども、そのあと割引交渉してみるとどこの分が削られて、それは実際には賃金としてはどうなっているのかとか、分からないところもあります。それでどう書いて良いのか

分からない。それから先ほど皆さん見ていただいて分かったように、年齢とか経験年数によって当然賃金は違って来るわけですから、たまさか下請けの会社で一人だけそういう業種の人が出て経験年数が長いという場合と、短いという人では出てくる数字がきつと違ってきてしまうと思うので、その辺をどう読み取っていくのかという、使い方もまだまだ考えていかなければいけないところだと思います。

また、資料についても、特定の業者さんの誰の賃金ということが、あまり明るみに出してしまうと具合が悪いので、なおより一層特定されないようにするには、先ほど言ったように業種だけで並べるとか、出し方についてもまだまだ工夫が必要だと思います。

そういったことで、まだまだ試行錯誤のところもありますので、そういう状況で無理に範囲を拡大して行こうすると、たぶん混乱も大きくなってしまう部分もあるのだろうというのが、ただいまご説明いただいたところでもあろうかと思っておりますので、やはりもう少し、これをどういうふうに進めていったらスマートな形で、しかも実態を把握して、目的を達することにも資するのかということ、運営をしていながら事務局でも検討いただいて、次の会議等でももう少し色々整理されてきた段階で、もう少し拡大するのかとか、ということもまた議論していけたら良いのかなと思います。